



連年贈与や分割贈与… 一括扱い？その都度？

税理士・CFP® 越智浩



Q. 連年贈与や分割贈与は、一括贈与扱いされるのか？

父甲は、贈与契約書作成の上、長男である私に平成〇1年3月31日に100万円、平成〇2年2月28日に100万円、そして、平成〇3年4月30日に100万円と、3年連続で現金を贈与しています。私は、同日、同額を銀行に定期預金として預け入れています。

また、4年前に夫を亡くした長女（私の妹）には、現在、一人息子といっしょに住んでいる（父所有の）家屋及び土地の持分を、私への贈与と同時期に1/3ずつ分割して贈与しています。登録免許税などの登記費用及び不動産取得税は、長女本人がその都度負担しています。

これらの場合の贈与について、知人から一括贈与として課税されるのではないか、と言われました。本当にそういう取り扱いを受けることになるのでしょうか？



A. 現行相続税法では、その都度贈与。

生活費や教育費としての生計のため、または、相続税などの節税対策や納税資金のためにと目的はさまざまであるが、親から子や孫への財産の贈与は、贈与税の基礎控除額である110万円以下の価額を贈与することが多い。そのため、贈与税の申告を行わないで済まし、《設例》末尾のような疑問も生じることになる。また、《設例》では、贈与者の意思表示（『あげましょう。』）と受贈者の承諾（『もらいましょう。』）が確認できるが、財産の名義変更のみが行われ、贈与が実行されたのかどうか曖昧な事例も多々見受けられる。そこで、こうした疑念を生じさせないためにも贈与の都度、以下に掲げる項目を踏まえた上で実質的な贈与を実行すべきである。

- ① 贈与者が贈与を意思表示
- ② 受贈者が贈与を承諾
- ③ 贈与財産の受贈者への名義変更と引き渡し
- ④ 上記①・②・③を証する贈与契約書等の作成
- ⑤ 贈与税の申告
- ⑥ 贈与財産の引き渡し後は、受贈者が維持・管理。従って、引き渡し後、その財産から生ずる収入は受贈者が得て、受贈者が所得の申告をする。

贈与財産が土地・建物である場合には、それぞれの年において不動産登記により贈与が実行され、第三者に対する対抗要件を備えることになるので、《設例》長女のケースは、その都度の贈与となり、一括贈与とみなされることはない。

ところで、昭和49年当時の相続税法には、『3年以内に同一人から贈与を受けた場合の贈与税額』という規定があり、3年間にわたる分割贈与を一括贈与的として取り扱い、前年及び前々年の贈与税額とその年の贈与税額を調整して計算することになっていた。しかし、現在の相続税法にはこのような規定はなく、分割贈与を一括贈与として課税されることはないのである。従って、上掲した各項目が確認でき、任意の時期に任意の金額で贈与が実行されれば、その年において贈与を受けた財産の価額の合計額が課税されることになる。つまり、《設例》長男のケースのように連年で贈与していても、あるいは、隔年で贈与していたとしても、現行法では、連年分まとめて一括贈与として課税されることはない。

ただし、《設例》長男のケースで、毎年の贈与契約書作成が面倒なため、最初の贈与契約書において毎年100万円を今後10年間にわたり贈与するというような契約が締結されたとする。この場合には、今までの話とは違い、10年分の贈与（=1,000万円）について課税されることになる。これは、一括贈与として課税することではなく、受贈者が契約時において財産を10年間にわたり受給する権利を得たとして課税されることになる。従って、将来にわたり一定額を贈与するというような契約は合意せず、その年の贈与分のみ合意することが肝要となる。

ちなみに、この場合の贈与税の課税価格は、毎年の給付額100万円に予定利率0.1%の10年間の複利年金現価率9.945を乗じた9,945,000円となる。贈与税額は、1,753,500円。当然、その年の給付額だけでは納税できない。